

○福島町長の専決処分事項の指定に関する条例

平成18年12月22日

条例第37号

福島町議会の権限に属する事項中、次の各号に掲げる事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項に指定する。

- (1) 法令上、町の義務に属する1件の金額100万円以下の和解及び損害賠償の額の決定に関すること
- (2) 会計年度末における町債の借入額の増減、新たな借入れ(一般公共事業財源対策分に限る。)及びそれに伴う歳入歳出予算の財源繰替に関すること
- (3) 会計年度末における地方交付税等の一般財源、基金繰入金及び基金積立金の増減額に関し、歳入歳出予算の補正をすること
- (4) 解散・欠員等の事由に基づく選挙費の補正に伴う歳入歳出予算の補正に関すること

附 則

- 1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。
- 2 地方自治法第180条に依る町長の専決処分条例(昭和30年福島町条例第48号)は廃止する。